

調布市監査委員告示第第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、  
令和 7 年度第 2 回定期監査の結果を公表する。

令和 7 年 1 月 21 日

調布市監査委員 岩倉 哲二  
調布市監査委員 小山 敦  
調布市監査委員 鈴木 宗貴

## 令和7年度第2回定期監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

### 第2 監査の対象

教育部（教育総務課、学務課、指導室、社会教育課、公民館、図書館及び郷土博物館）

### 第3 監査の実施期間

令和7年9月8日（月）から同年11月14日（金）まで

### 第4 監査の範囲

所管に係る令和6年度及び令和7年度の一部に執行された財務に関する事務及びその他の事務

### 第5 監査の着眼点及び実施内容

調布市監査基準に基づき、予算の執行、収入及び支出、財産管理、人事管理、行政手続等に関する事務が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げ、かつ運営の合理化に努めているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、実地調査、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、中でもリスクの重要度が高いものについては、重点的に確認を行った。

### 第6 監査の結果

対象の事務は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

#### (1) 支出事務について

ア 調布市立中学校部活動及び大会参加補助金の交付申請等において、部活動収支予算書及び決算書の記載内容が不十分であるにもかかわらず、これを收受して手続を行っているものの、交付決定に際し、交付の条件を付していないものが見受けられた。（※令和7年3月31日規則改正前）（教育総務課）

イ 調布市文化財保存事業費補助金の交付申請において、要綱で添付が必要とされている補助対象事業計画書が不鮮明で読み取れないにもかかわらず、交付決定を行っているものが見受けられた。（郷土博物館）

**調布市補助金等の執行に関する規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

#### (2) 契約事務について

ア 契約締結手続において、契約執行伺書の決裁後に事業者へ見積依頼すべきところ、決裁前に見積書を微取しているもの、見積経過調書の見積期限を超過した見積書を添付しているものが見受けられた。（社会教育課、郷土博物館）

**調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

イ 委託契約において、仕様書で市が指定する警送品受取記録簿と異なる様式を使用しているもの、搬出日報に記載の合計数が搬出月報の数と一致していないもの、市が指定する様

式は無いが、業務終了後提出することとなっている完了届の提出がないものが見受けられた。（図書館、郷土博物館）

**契約に係る仕様書に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

ウ 調布市立小学校プール開放監視業務の委託契約において、契約の締結前に市に交付を要する当該契約の概要について記載した書面及び契約の締結後に市に交付を要する当該契約の内容を明らかにする書面の交付をしていないものが見受けられた。（社会教育課）

**警備業法に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

エ 清掃業務の委託契約に係る検査において、実地や履行を確認し得る記録により検査を行うことなく、口頭のみで検査を行っているものが見受けられた。（郷土博物館）

**調布市物品等検査事務規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

(3) 財産管理事務について

公有財産の管理において、財産管理者は所管する財産の適切な維持管理に努めなければならないにもかかわらず、所管課が任用している会計年度任用職員が通勤に使用する自家用車を、注意することなく市有地に駐車させているものが見受けられた。（郷土博物館）

**調布市公有財産規則に基づき、適正な管理に努められたい。**

(4) 現金等の取扱いについて

ア 郵券において、管理方法について定めるマニュアルが整備されていないものが見受けられた。（社会教育課）

イ 郵券受払簿において、記載と実際に管理している郵券の種類に相違があるものが見受けられた。（郷土博物館）

**公金等取扱基本マニュアル等に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

ウ 北部地域文化祭実行委員会の委託料において、現金出納簿を整備することなく現金を管理しているものが見受けられた。（北部公民館）

**調布市準公金取扱要綱に基づき、適正な管理に努められたい。**

(5) 文書事務について

ア 病気休暇報告書において、本来、教育総務課長宛に報告すべきものが人事課長宛となっているもの、発信者の記入がないもの、報告日の日付を不適切な方法で修正しているもの等記載内容に不備があるものが見受けられた。（教育総務課）

イ 監理団体の指導監理に関する協定書において、本書の所在を確認できないものが見受けられた。（郷土博物館）

**調布市教育委員会事務局処務規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

ウ 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館補助金の額の確定において、規則で定める補助金額確定通知書を発出していないものが見受けられた。（郷土博物館）

**調布市一般財団法人に対する助成等に関する条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

(6) 公印管理について

割印公印において、印影が規程に定めるひな型と相違しているもの、また、公印台帳にお

いて印影の新調年月日欄及び廃止した公印の使用廃止欄の記載がないもの等記載内容に不備が見受けられた。(教育総務課)

**調布市教育委員会公印規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

(7) 人事管理について

ア 会計年度任用職員の通勤届において、通勤費用の算定に必要なIC往復運賃・支給額の欄に金額が記載されていないものが見受けられた。(教育総務課)

**調布市非常勤職員の報酬等に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

イ 外国語指導助手派遣業務委託において、派遣先は派遣可能期間を延長しようとするときは、労働者の過半数で組織する労働組合の意見を聴かなければならないにもかかわらず、これをすることなく意見聴取済みとして新たな抵触日とともに派遣元事業者に通知し、継続して派遣労働者を受け入れているものが見受けられた。(指導室)

**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき、適正な管理に努められたい。**

(8) 車両管理について

ア 所管する車両の整備状況に係る点検記録において、入力フォーマットと自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表との関連付けがされておらず、自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表が作成できていないものが見受けられた。(教育総務課、指導室、郷土博物館)

イ 自動車の物損事故が生じたにもかかわらず、速やかに交通事故報告書により報告されていないものが見受けられた。(郷土博物館)

**調布市車両管理規程等に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

ウ 給油専用クレジットカード特記マニュアルにおいて、記載されたクレジットカード番号情報が現在使用している物と一致していないものが見受けられた。(指導室、社会教育課)

**給油専用クレジットカード特記マニュアルの定期的な見直しを励行し、適正な事務処理に努められたい。**

エ クレジットカード持出簿において、使用履歴を記入せず使用しているものが見受けられた。(社会教育課)

**給油専用クレジットカード特記マニュアルに基づき、適正な事務処理に努められたい。**

(9) 行政手続について

ア 調布市行政手続条例等に基づく審査基準等が策定されていないものが見受けられた。(教育総務課)

イ 策定された審査基準等において、条例中の条文が読み替えられているにもかかわらず根拠条文が修正されていないもの、法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの、内容に誤りがあるものが見受けられた。(教育総務課、学務課、社

会教育課、図書館、郷土博物館)

ウ 調布市審査基準等の公表及び標準処理期間の算定に関する要綱で定める不利益処分の処分基準の様式を使用すべきところ、申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間の様式を使用しているもの、申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間の様式と異なる任意の様式を窓口に備え付けているものが見受けられた。(教育総務課、学務課、社会教育課)

エ 武者小路実篤記念館に係る審査基準等を窓口に備え付けていないものが見受けられた。  
(郷土博物館)

**行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

オ 申請者に発する許可等に係る通知文書において、審査請求等ができる旨の教示文のないものが見受けられた。(教育総務課)

**行政不服審査法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

(10) 所管例規について

ア 調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例において使用の不許可の規定があるにもかかわらず、同条例施行規則に不許可の規定及び様式がないもの、また、同条例施行規則の条文の内容と様式の内容とが一致していないものが見受けられた。(教育総務課)

イ 調布市公立学校 P T A 連合会補助金交付要綱で定める実績報告書において、引用する要綱の条項番号が一致していないものが見受けられた。(社会教育課)

ウ 調布市武者小路実篤記念館条例施行規則に基づく寄託の承認は、教育委員会の管理業務であるにもかかわらず、同業務に係る様式が指定管理者用とされているものが見受けられた。(郷土博物館)

エ 調布市学校施設永年計画基準内規において、長らく現状にそぐわない内容となっているにもかかわらず、見直しが行われていないものが見受けられた。(教育総務課)

**規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務処理に努められたい。**

オ 調布市立図書館視聴覚機材等貸出要綱及び調布市立図書館集会室利用要綱において、利用者に義務を課し、又は権利を制限するものについて規定しているものが見受けられた。  
(図書館)

**地方自治法に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

(11) 個人情報保護について

府内ファイルサーバの外部フォルダの中に、個人情報を格納しているものが見受けられた。  
(学務課、指導室、東部公民館、西部公民館)

**調布市保有個人情報の適正な取扱いに関する規程等に基づき、適正な事務処理に努められたい。**

(12) その他

保有する電磁的記録媒体等の機器において、情報セキュリティポリシーに基づく台帳が作成されていないものが見受けられた。(指導室、図書館)

調布市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な事務処理に努められたい。